

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第五百六十一号

農地調整法第十七條、同法施行規則第四十條の規定による証票を次のように交付並びに返納した。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

番号	職名	氏名	交付の年月日
第五四号	鳥取縣技術吏員	手島武治	昭和二十四年九月一日
第五五号	同 右	中瀬泰忠	同 右
第五六号	同事務吏員	松田隆宣	同十月一日
第五七号	同 右	高田 勇	同 右
第一号	同技術吏員	各務武雄	返納 同九月十二日
第五〇号	同 右	松永能典	同 右

昭和二十四年十月十四日 金曜日
第二千五百五十四号

本書ノ大キサハ國定規格A5判

第一号 同事務吏員 平尾 生 同 同十月一日
第一六号 同 右 山田 利 同 同 右

◇鳥取縣告示第五百六十二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号、第八條の規定により日野郡日光村議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年十月十四日から
同年十月十九日まで

00254

◇鳥取縣告示第五百六十三号

昭和二十四年十月定期議会の議決を經た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算(同日議決追加更正予算も含む)並びに昭和二十四年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計中央病院事業費歳入歳出追加更正予算(同日議決追加更正予算も含む)昭和二十四年度特別会計慈善事業費歳入歳出追加予算は次の通りである。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣庶務課 課長 櫻 井 俊 一

昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

歳入	追加更正予算額	備考	歳出	備考
1 縣 稅	46,919,590		1 使用料	858,306
3 地方配付稅	46,919,590		2 手数料	1,805,482
2 公企業及財産收入	12,000,000		5 國庫支出金	12,479,914
2 實収収入	12,000,000		1 國庫貸付金	6,282,678
4 宛用材料及手数料	2,668,788		2 國庫補助金	18,762,587
			6 寄附金	716,210
			1 寄附金	716,210
			8 繰越金	3,711,054
			1 前年度繰越金	3,711,054
			9 雜收入	5,859,955
			2 弁償金及報償金	20,370
			3 償還金	403,660
			5 物品売拂代	901,520
			6 雜 入	5,841,725
			10 縣 債	41,000,000
			1 縣 債	41,000,000
			歳入合計	125,350,511

00255

歳 出	備考	歳 入	備考
1 議 會 費	319,200	4 中 学 校 費	1,459,914
1 縣會議費	319,200	5 高 等 学 校 費	1,444,000
2 縣 庁 費	6,045,476	6 定 時 制 高 等 学 校 費	144,000
1 縣職員費	5,065,476	7 夜 間 高 等 学 校 費	100,000
4 監査委員費	45,000	8 特 殊 学 校 費	130,000
5 諸 費	985,000	9 通 信 教 育 費	345,765
3 警 察 消 防 費	850,000	10 図 書 館 費	50,000
1 公安委員會費	850,000	12 科 学 館 費	67,292
4 土 木 費	3,310,896	14 科 学 館 充 実 費	90,000
2 境港務所費	39,000	15 社 会 教 育 費	2,927,060
3 道路橋梁費	2,606,000	16 教 育 研 究 指 導 費	806,000
4 河川費	70,000	17 教 育 調 査 費	100,000
9 災害土木費	—	18 教 育 研 究 所 費	300,000
11 土 木 諸 費	595,896	19 体 育 保 健 費	350,000
5 教 育 費	14,089,091	20 教 育 施 設 費	2,000,000
1 教育委員會費	2,508,176	21 教 育 諸 費	5,148,200
3 小学校費	4,532,748	22 恩 給 費	4,271,260
		6 社 会 及 勞 働 施 設 費	11,020,817

00256

1	生活保護費	5,077,650	9	開拓事業費	3,455,010
2	社会福祉費	1,825,710	10	耕地事業費	—
3	兒童福祉費	105,760	11	農業協同組合事業費	500,000
4	国民健康保健費	232,500	10	統計調査費	46,400
5	世話費	40,000	1	統計調査費	46,400
6	労政費	224,000	11	選挙費	340,000
7	職業安定費	10,604,975	8	農地委員選挙費	340,000
8	住宅費	7,989,778	12	公債費	49,000,000
9	公園費	900,000	4	過年度償借替費	49,000,000
8	産業經濟費	29,031,765	13	諸支出金	11,296,866
1	農業費	5,288,237	2	徴稅費	110,000
2	畜産業費	3,144,000	3	地方振興費	1,290,000
3	林業費	923,895	4	縣政企画調査費	130,000
4	水産業費	1,580,900	5	公報活動費	704,000
5	蚕業費	993,052	7	繰入金	1,500,000
6	商工業費	9,941,000	8	實 ^レ 行費	7,000,000
7	物資調整費	949,771	9	雜支出	562,866
8	農地制度改革費	2,250,000	9	雜支出	562,866
			歳出合計		125,350,511

00257

昭和24年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算			
歳	入		
1	事業収入	108,908	追加予算額
1	事業収入	108,908	備考
歳入合計		108,908	
歳	出		
1	事業費	108,908	追加予算額
1	事業費	108,908	備考
歳出合計		108,908	
昭和24年度特別会計縣立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算			
歳	入		
1	使用料及手数料	230,000	追加更正予算額
1	使用料	230,000	備考
2	繰入金	1,500,000	
1	一般会計繰入金	1,500,000	
歳入合計		1,730,100	
歳	出		
1	縣立病院費	1,730,000	
1	病院費	230,000	
2	補充費	1,500,000	
歳出合計		1,730,000	
昭和24年度特別会計無畜農家解消事業費歳入歳出追加予算			
歳	入		
2	雜収入	550,780	追加予算額
1	物品売却代金	550,780	備考
歳入合計		550,780	
歳	出		
1	事業費	550,780	
1	事業費	550,780	
歳出合計		550,780	

◇鳥取縣告示第五百六十四号

飼料配給規則(昭和二十三年農林省令第十五号)第十二條の二第三項の規定に基いて指定飼料の最低購入予備登録数を次のように定める。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一定地 別	消費者数 登録数	最低購 入予備 登録数	一定地 制	消費者数 登録数	最低購 入予備 登録数
----------	-------------	-------------------	----------	-------------	-------------------

鳥取市	二二五	二二二	八頭郡	二〇五	二二一
-----	-----	-----	-----	-----	-----

岩美郡	一九〇	一九	米子市	八七四	八八
-----	-----	----	-----	-----	----

氣高郡	八七一	八八	西伯郡	一八五	一九
-----	-----	----	-----	-----	----

◇鳥取縣告示第五百六十五号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水産物公認荷受機関として登録した。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者の住所氏名 鳥取市吉方七百八十三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 加工水産物公認荷受機関

三、登録番号 第十六号

四、取扱品目種類 加工水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取市魚町尻二十番地

鳥取縣漁業協同組合連合会鳥取荷扱所

一、登録者の住所氏名 鳥取市吉方七百八十三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 加工水産物公認荷受機関

三、登録番号 第十七号

四、取扱品目種類 加工水産物

五、営業所又は事業場の位置

米子市灘町一丁目三十六番地

鳥取縣漁業協同組合連合会米子荷扱所

一、登録者の住所氏名 鳥取市吉方七百八十三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 加工水産物公認荷受機関

三、登録番号 第十八号

四、取扱品目種類 加工水産物

五、営業所又は事業場の位置

東伯郡倉吉町大字大正町七十五番地の十四

鳥取縣漁業協同組合連合会倉吉荷扱所

◇鳥取縣告示第五百六十六号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により、次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取縣鳥取市吉方七八三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関

三、登録番号 第一一号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡上井町大字上井三二〇ノ二八

鳥取縣漁業協同組合連合会上井荷受所

一、登録者住所氏名 鳥取縣鳥取市吉方七八三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関

三、登録番号 第一二二号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡八橋町大字徳方六四六

鳥取縣漁業協同組合連合会八橋荷受所

00260

鳥取縣告示第五百六十七号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号第生鮮水産物配給規則第十一條の規定により次のものを生鮮水産物の公認荷受機関として登録した。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取縣鳥取市吉方七八三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第七号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣鳥取市魚町尻二〇番地

鳥取縣漁業協同組合連合会鳥取荷受所

一、登録者住所氏名 鳥取縣鳥取市吉方七八三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 生鮮水産物公認荷受機関

三、登録番号 第八号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡倉吉町大正町一、〇七五の二四

鳥取縣漁業協同組合連合会倉吉荷受所

一、登録者住所氏名 鳥取縣鳥取市吉方七八三番地

鳥取縣漁業協同組合連合会

会長 田中 信儀

二、登録の種類 生鮮水産物公認荷受機関

三、登録番号 第九号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣米子市灘町一丁目三六番地

鳥取縣漁業協同組合連合会米子荷受所

鳥取縣告示第五百六十八号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規

00261

第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取縣氣高郡酒津村三九九番地の二

酒津漁業協同組合

組合長理事 中江 時雄

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第三七号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣氣高郡酒津村三九九番地の一

酒津漁業協同組合

一、登録者住所氏名 鳥取縣東伯郡泊村大字泊一、五七

〇番地 泊村漁業協同組合

組合長理事 市橋 亀八

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第三八号

一、登録者住所氏名 鳥取縣東伯郡泊村大字泊一、五七〇番地

泊村漁業協同組合

会長 田中 信儀

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第三九号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣西伯郡境町大正町一番地

鳥取縣漁業協同組合連合会境出張所

一、登録者住所氏名 鳥取縣氣高郡浜村町大字勝見六六

一番地 浜村町漁業協同組合

組合長理事 田淵 正敏

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第四〇号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
 五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣氣高郡浜村町大字勝見六六一番地
 浜村町漁業協同組合

一、登録者住所氏名 鳥取縣東伯郡下北條村大字弓原六

〇三番地 北條漁業協同組合

組合長理事 浜本 武喜

二、登録の種類

生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号

第四一号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡下北條村大字弓原六〇三番地

北條漁業協同組合

一、登録者住所氏名 鳥取縣岩美郡福部村字岩戸一二二

ノ八番地 福部村漁業協同組合

組合長理事 河田 峯治

二、登録の種類

生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号

第四二号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
 五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣岩美郡福部村字岩戸一二二ノ八番地
 福部村漁業協同組合

一、登録者住所氏名 鳥取縣西伯郡淀江町大字淀江五五

七番地 淀江漁業協同組合

組合長理事 笠本 章一

二、登録の種類

生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号

第四三号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣西伯郡淀江町大字淀江五五七番地

淀江漁業協同組合

一、登録者住所氏名 鳥取縣岩美郡東村大字大羽尾三四

六ノ三七 東村漁業協同組合

組合長理事 山下 滝藏

二、登録の種類

生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号

第四四号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
 五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣岩美郡東村大字大羽尾三四六ノ三七
 東村漁業協同組合

◇鳥取縣告示第五百六十九号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取縣西伯郡境町相生町五三

弓浜漁業協同組合

組合長理事 足立 龍吉

二、登録の種類

生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号

第四五号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

西伯郡境町相生町五三
 弓浜漁業協同組合

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第四六号

岩美郡字倍野村外六ヶ村学校組合立邑法第二中学校の位置を昭和二十四年十月一日より左記に変更した。

昭和二十四年十月十四日

鳥取縣教育委員會

記

変更位置

旧位置

岩美郡倉田村大字八坂
 五十三番地ノ三

岩美郡米里村大字古郡家七
 十三番地